

建設発生土管理基準

平成20年10月
宇都宮市

目次

第 1	総則	1
1	目的	1
2	用語の意義	1
3	条例の主旨等	1
4	管理基準の適用範囲	2
5	発注者の責務	2
第 2	管理基準	3
1	土砂等の安全基準等	3
2	汚染要因等の調査及び地質分析の実施	3
3	汚染要因等	3
4	地質分析	3
5	公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い	3
6	民有地への処理	4
7	汚染された建設発生土の扱い	4
8	その他	4

第 1 総則

1 目的

この基準は、「宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(平成12年4月1日施行。平成18年7月1日一部改定。以下「条例」という。)の制定に併せ、宇都宮市が実施する公共工事において発生する土砂を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

また、建設発生土の不適正処理を防止するため、発注者が建設発生土の行き先を完全に把握し、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進することを柱とした「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(国土交通省平成15年10月)による各施策の実施において、必要となる事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 公共工事

宇都宮市が事業主体となって施工する工事をいう。

(2) 建設発生土

公共工事に伴い副次的に得られた土砂等をいう。

(3) 土砂等の埋立て等

土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。)による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く)を行う行為をいう。(土地への埋立て等であり、公有水面への埋立ては除外する。)

(4) 特定事業

土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う、区域面積が500m²以上である事業。

(5) 同一事業地域

宅地造成その他事業の工程の一部において、土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域。

(6) 工事間利用等

建設発生土を工事間で利用する場合の次のものをいう。

ア 他の公共工事での利用

イ 公共工事を利用するために、一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

ウ 再利用のための土質改良プラントへのたい積

エ 公共工事で行う民有地等への埋立て

(7) 土砂等の安全基準

別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」をいう。

(8) 構造上の基準

別表第2に定める「構造上の基準」をいう。

(9) 地質

地層(土壌等)、地下水、地下空気 of 総称をいう

3 条例の主旨等

(1) 条例の骨子

条例は、土砂等による土地の埋立て等をする行為について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止し、もって市民生活の安全の確保や生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

- ア 事業者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有し、その活動に伴って得られる土砂等の減量化を図るとともに、土砂等の有効利用に努める。
- イ 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の安全基準の設定
- ウ 安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等
- エ 一定規模以上の事業区域における土砂等の埋立て等の事業の許可制の導入
- オ 土砂等の埋立て等の事業完了区域における土砂等のたい積の構造について構造上の基準を設定

(2) 条例の適用対象等

ア 条例の適用対象

条例は、同一事業区域以外から搬入した土砂等により、土砂等の埋立て等を行う行為に適用するものである。

イ 許可を要する事業

土砂等の埋立て等を行う区域の面積が500m²以上の事業（特定事業）は、市長の許可が必要である。

また、特定事業区域への土砂等の搬入は、市長への届け出が必要である。

(3) 公共工事の取扱い

条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

ア 公共工事を実施するにあたっては、特定事業に係る市長の許可は不要である。

イ 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合は、事前に市長の承認を受けたものであるときは、安全基準に適合していることを証する計量証明書の添付は省略できる。ただし、発注担当課より必要となる書類を宇都宮市環境部廃棄物対策課へ提出しなければならない。

ウ 500m²未満の小規模埋立て等の事業は、許可届出の必要はないが、条例基準に準じるものとする。

4 管理基準の適用範囲

この基準は、次のものに適用する。

(1) 工事間利用等を行う建設発生土の管理

(2) 公共工事以外から搬入される土砂等の管理

5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

(1) 建設発生土の利用にあたり、地質の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。なお、汚染された建設発生土については、適正な処理を図る。

(2) 「公共工事土量調査」等により、他工事の建設発生土の搬出入状況を把握するとともに、把握した情報を基に利用調整を行い工事間利用の促進を図るものとする。

なお、「公共工事土量調査」については、『「公共工事土量調査」による建設発生土の工事間利用調整実施マニュアル』（関東地方建設副産物再利用方策連絡会議）により、1,000m³以上の搬出工事及び500m³以上の搬入工事について、建設発生土情報交換システムに登録することとするが、その他の工事についても登録するよう努めるものとする。

(3) 工事請負者に対し条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を行うよう指導する。

(4) 建設発生土の管理状況に関する書類は、次のものを作成し、関係書類とともに工

事完了年度の翌年度から５年間保存する。

ア 建設発生土搬出計画書

工事現場から１，０００ｍ³以上の土砂等を搬出する場合は、建設発生土搬出計画書（様式－１）を作成する。

イ 建設発生土搬入計画書

工事現場へ５００ｍ³以上の土砂を搬入する場合は、建設発生土搬入計画書（様式－２）を作成する。

ウ 建設副産物処理承認申請書

工事着手前に、建設副産物処理承認申請書（様式－４）を提出させる。

エ 建設副産物処理調書

工事完成時に、建設副産物処理調書（様式－５）を提出させる。

オ 建設発生土管理調書

工事完了後、建設発生土管理調書（様式－３）を作成する。

（５）民有地へ処分する場合の届け出

建設発生土を民有地に処分し、その面積が５００ｍ²以上の場合は、工事着手前及び工事完了後に（変更や中止の際はその都度）「埋立て等届出書」（様式－６）を、宇都宮市環境部廃棄物対策課に提出すること。

なお、処分地が足利市内、栃木市内の場合は面積要件が５００ｍ²以上を、大田原市内の場合は、１，０００ｍ²以上を対象とし、それぞれ足利市産業・環境部環境推進課、栃木市市民生活部環境課、大田原市市民生活部生活環境課に提出すること。

また、宇都宮市、足利市、栃木市、大田原市以外の処分地に搬出する場合は、処理先となる自治体の取り扱いについて事前に確認すること。

（６）運搬車両の表示

運搬車両を使用し、建設発生土等を搬出または搬入するときは、建設発生土等運搬車両表示（様式－９）を作成し、当該車両の見やすい箇所に表示する。

第2 管理基準

1. 土砂等の安全基準等

(1) 土砂等の安全基準

建設発生土の工事間利用等を行う場合、或いは公共工事以外から搬入する土砂等により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土が土砂等の安全基準に適合していなければならない。

(2) 不適正な建設発生土による埋立て等の禁止

土砂等の安全基準に適合しない建設発生土は、他の場所への搬出や工事間利用等を行ってはならない。

(3) 安全基準の適否の確認

安全基準の適否の確認は、汚染要因等及び地質分析により行わなければならない。

2. 汚染要因等の調査及び地質分析の実施

建設発生土の搬出については、汚染要因等により搬出土の調査を行い、予め汚染された恐れがあると判定された場合のほか、事前協議において宇都宮市環境部廃棄物対策課より指示があった場合は、必要に応じて地質分析を行うものとする。

3. 汚染要因等

次に掲げる汚染要因等に該当する土地は、汚染された恐れがあるものとして判定するものである。

なお、この要因に該当せず、宇都宮市環境部廃棄物対策課より事前に了承されたものについては、土砂等の安全基準に適合しているものとみなし、市長の承認を受けたものとして取り扱う。

(1) 地質が汚染された恐れのある工場・事業場用地、又は工場・事業場用地として使用された土地及び跡地（参考として、注意を要する主要な発生業種を資料－1に示す）

(2) 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した区域

(3) 薬品により土壤改良等の処理をした区域

(4) その他の臭気等、地質に異変が認められる区域

4. 地質分析

(1) 試料の採取は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに当該項目に係る土砂等の汚染の状況を、的確に把握することができると認められる場合において行うものとする。

(2) 地質分析は、別表第1に掲げる項目、基準値、測定方法による。

(3) 地質分析結果は、計量法第110条の2第1項の規定による計量証明書により確認するものとする。

5. 公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い

(1) 公共工事に建設発生土等を搬入する場合

事前に事業区域について建設発生土管理基準 第2 2.「汚染要因等の調査及び地質分析の実施」に定める汚染要因等の調査又は必要に応じた地質分析により安全基準の適否の確認を行うこと。

(2) 公共工事から建設発生土を搬入する場合

公共工事から建設発生土を搬入する場合は、埋立て等届出書（様式－6）及び地質分析に係る計量証明書を宇都宮市環境部廃棄物対策課へ提出をすることにより搬入できる。

(3) 公共工事以外から建設発生土等を搬入する場合

ア 法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する売り渡し証明書等の提出をもって搬入できる。

イ 公共工事以外（県外公共工事を含む。）から土砂等を搬入する場合は、地質分析に係る計量証明書を提出させ、安全基準に適合しているものは搬入できる。

6. 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋立て等に用いる場合は、周辺環境等を調査し近隣の農地や集落への影響のない方法により行うこととする。

(1) 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合

公共工事の発注者は、民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場所の面積を調査し、宇都宮市条例の許可の必要な埋立て等に該当するかどうかについて、予め確認をすること。

その結果、いずれにも該当しない場合は、民有地の所有者と協議をして、埋立て方法及び管理方法等について承諾書（様式－7）を取り交わしておくこと。

(2) 公共工事の発注者が民有地の所有者に代わって埋立て等を行う場合

発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、民有地の所有者と協議をして、埋立て等の方法・管理方法等について、承諾書を取り交わしておくこと。埋立て等は構造上の基準により行うこと。その際、見やすい場所に標識（資料－4）を掲げること。

なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは前項5と同様とする。

7. 汚染された建設発生土の扱い

地質分析の結果、建設発生土が土砂等の安全基準に適合しない場合は、工事間利用等の他の場所への搬出を行ってはならない。

したがって、この場合は同一事業区域内での処理または、管理型施設での処理等での適正な処理が必要となる。

8. その他

この基準に定めのない事項や、汚染された建設発生土の取り扱いについては、監督員及び宇都宮市検査室、並びに廃棄物対策課と協議するものとする。

附則 この基準は、平成11年4月1日から適用する。

附則 この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附則 この基準は、平成20年4月1日から適用する

付則 この基準は、平成20年10月1日から適用する。